学童クラブ事業の利用料金について

1 利用料金について

利用される曜日や時間(利用区分)に応じて利用料金表の「基本額:1人目」の料金を、8月に利用される場合は、利用区分に関わらず、長期休業中の「基本額:1人目」の料金をお支払いいただきます。

なお、配慮が必要な世帯への減免(下表の減免①~④の適用)や多子世帯(同時利用のきょうだい児)に対する減免(下表の2人目、3人目の料金の適用)がありますので、希望されるご家庭は、下記「2」を確認いただき、利用を希望される児童館・学童保育所へ減免の申請を行ってください。

【利用料金表】

利用区分			平日のみ		平日+土曜		長期休業中 (8月のみ)
			午後5時まで	午後6時30分まで	午後5時まで	午後6時30分まで	(一律)
		1 人 目	9,000円	11,000円	11,000円	12,000円	13,000円
基本額		2 人 目	4,500円	5,500円	5,500円	6,000円	6,500円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円
減免(減免後の額)	1	全 員	0円	0円	0円	0円	0円
	2	1 人 目	1,600円	1,700円	1,600円	1,700円	1,700円
		2 人 目	800円	900円	800円	900円	900円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円
	3	1 人 目	3,000円	3,200円	3,000円	3,200円	3,200円
		2 人 目	1,500円	1,600円	1,500円	1,600円	1,600円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円
	4	1 人 目	5,000円	6,000円	6,000円	6,500円	7,000円
		2 人 目	2,500円	3,000円	3,000円	3,300円	3,500円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円

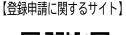
2 利用料金の減免について

下記のとおり、4種類の減免を設けています。減免を行うためには、申請を 行っていただくとともに、挙証資料を提出していただく必要があります。「-----

減免の条件及び挙証資料は、裏面の表を御確認ください。

なお、減免は、年途中で減免の更新を行っていただく必要があり、 減免申請や更新を行われなかった場合には、「基本額:1人目」料金の 適用となりますので、御注意ください。

申請書は、利用される児童館・学童保育所から受け取っていただくか、京都市の登録申請に関するサイトからダウンロードしてください。





<配慮が必要な世帯に対する減免>

裏面の表に記載する条件に該当する場合は、「学童クラブ事業利用に係る利用料金減免申請書」に必要事項を記入いただくとともに、申請書の減免①~④のいずれかを選択いただき、挙証資料(写しで可)を添えて、利用される児童館・学童保育所へ御提出ください。

<多子世帯に対する減免>

京都市が委託する学童クラブ事業(児童館、学童保育所、放課後ほっと広場)を同時に利用するきょうだい児については、「学童クラブ事業利用に係る利用料金減免申請書」に必要事項を記入いただき、申請をいただければ、2人目が「半額」、3人目以降が「無料」となります。挙証資料は不要です。

<家計急変に対する減免>

失業や傷病、災害等の理由により、家計が急変した世帯については、急変後の収入に応じた 減免を行います。

減免申請を行う場合は、「学童クラブ事業利用に係る利用料金一時減免(家計急変)申請書」 に必要事項を記入いただくとともに、同申請書に記載する挙証資料を添えて、利用される児童 館・学童保育所へ御提出ください。

<その他の世帯に対する減免(令和5年度末まで2年間の経過措置)>

令和5年度末までの経過措置として、以下の減免を行います。経過措置には条件がありますので、希望される場合は、利用される児童館・学童保育所へお問い合わせください。

【ひとり親世帯又は障害のある方がいる世帯】

令和3年度に「C階層からB階層への減免引上げ」の対象となっていたひとり親世帯又は 障害のある方がいる世帯については、減免②を適用します。

【利用料金改定の影響が大きい世帯】

令和3年度に「A、B、C、D1、D2階層(所得税課税額2万円未満)」に該当する世帯で、基本額の適用となる(減免の対象とならない)世帯には、減免④を適用します。

【減免の条件表】

术什么】		
条件	挙証資料 (資料は全て写しで可)	更新月
・ 生活保護法による保護を受けている世帯	・生活保護受給証明書	変更があ った月
・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び 永住帰国後の自立の支援に関する法律に よる支援給付受給世帯	· 中国残留邦人支援給付受給証明書	変 更 が あ った月
・ 市府民税非課税世帯(減免区分②)に該 当し、ひとり親家庭又は世帯に障害のある 方がいる世帯	・ 市府民税課税証明書(※1) ・ ひとり親世帯又は世帯内に障害のあ る方がいることがわかる書類(※2)	6月
市府民税を課されている者の属していない世帯	· 市府民税課税証明書(※1)	6月
・ 市府民税均等割のみ課税世帯	· 市府民税課税証明書(※1)	6月
・ 市府民税のみを課されている者の属して	· 市府民税課税証明書(※1)	6月
いる世帯	・ 源泉徴収票又は確定申告書の写し	
・ 就学援助を受けている世帯	・ 就学援助制度の認定通知	8月
・ ひとり親家庭等医療費支給制度受給世帯	・ ひとり親家庭等医療費受給者証	8月
	条件 ・ 生活保護法による保護を受けている世帯 ・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び 永住帰国後の自立の支援に関する法律に よる支援給付受給世帯 ・ 市府民税非課税世帯(減免区分②)に該 当し、ひとり親家庭又は世帯に障害のある 方がいる世帯 ・ 市府民税を課されている者の属していな い世帯 ・ 市府民税均等割のみ課税世帯 ・ 市府民税のみを課されている者の属して いる世帯 ・ 就学援助を受けている世帯	条件 学証資料 (資料は全て写しで可) ・ 生活保護法による保護を受けている世帯 ・ 生活保護受給証明書 ・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び 永住帰国後の自立の支援に関する法律に よる支援給付受給世帯 ・ 市府民税非課税世帯(減免区分②)に該 当し、ひとり親家庭又は世帯に障害のある 方がいる世帯 ・ 市府民税を課されている者の属していな い世帯 ・ 市府民税均等割のみ課税世帯 ・ 市府民税課税証明書(※1) ・ 市府民税のみを課されている者の属していな い世帯 ・ 市府民税のみを課されている者の属していな い世帯 ・ 市府民税のみを課されている者の属している いる世帯 ・ 市府民税課税証明書(※1) ・ 市府民税のみを課されている者の属して いる世帯 ・ 市府民税課税証明書(※1) ・ 市府民税課税証明書(※1) ・ 市府民税課税証明書(※1) ・ 市府民税課税証明書(※1) ・ 市府民税課税証明書(※1)

- ※1 最新の年度の全項目証明を提出してください。
- ※2 確認が必要な挙証資料(減免①関係)

【ひとり親世帯】

- 児童扶養手当受給通知又はひとり親家庭等医療費受給者証
- ・ 離婚調停中等のやむを得ない理由により挙証資料を提出できない場合は、その状況を施設へ お申し出ください。

【障害のある方がいる世帯】

身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、障害年金手帳、特別児童扶養手当受給通知

3 その他

登録された当月から申請された利用区分の料金を徴収します。月の途中で退会された場合は、 その月の利用料金をお返しすることができませんので、御留意ください。

また、利用区分は、利用申請時に申し出ていただくことになりますが、年度途中で変更される場合は、前月までに利用される児童館・学童保育所へお申し出ください。

なお、事前に月の全期間学童クラブ事業を利用しないことを申し出いただいた場合は、その 月の利用料金は徴収いたしません。